

## せたな町地域連携事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、各区において知恵と創意工夫を活かした地域事業を自らが考え実践することにより、町内会又は地域が連携し、自治会活動の自主性と活発化の促進を図るため、せたな町地域連携事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、せたな町補助金等交付規則（平成17年せたな町規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、町内会又は地域と連携が図られる団体とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を備えた事業とする。

- (1) 単年度事業
- (2) ソフト事業
- (3) 補助対象事業者が自ら運営を行い、実施する事業
- (4) 地域協議会が採択した事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) せたな町の品位を傷つける行為又は正しい理解の妨げとなるおそれのある事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 政治活動、宗教活動又は思想活動を目的とする事業
- (4) 特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
- (5) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を保有する者が関与している事業
- (6) 町のその他の事業により補助金等の交付を受けた事業
- (7) その他町長が不相当と認める事業

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

### (補助金の額等)

第5条 町長は、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の総額から寄附金その他収入の額（主催者負担、個人負担などは除く。）を控除した額とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（事業の選考及び補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、地域協議会が指定する日までに、せたな町地域連携事業計画書（様式第1号）を管轄する区の地域協議会に提出しなければならない。

2 前項に規定する様式第1号の提出を受けた地域協議会は、せたな町地域連携事業優先順位書（様式第2号）を作成し、提出のあった計画書を添えて、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する様式第2号の提出があった場合、まちづくり推進課並びに総合支所庶務係でその内容を審査するものとする。

4 町長は、前項に規定する審査の結果に基づき、せたな町地域連携事業計画承認通知書（様式第3号）により当該地域協議会に通知するものとする。

5 地域協議会は、前項に規定する様式第3号により、申請者にせたな町地域連携事業採択・不採択通知書（様式第4号）を通知するものとする。

6 前項の規定により採択を受けた申請者は、事業実施年度内にせたな町地域連携事業補助金交付申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

7 町長は、前項の規定により申請があったときは、せたな町地域連携事業補助金交付決定通知書（様式第6号）を当該申請者に通知するものとする。

（補助事業等の内容変更等）

第7条 前条の規定により補助金交付の通知を受けた申請者（以下「交付決定事業者」という。）が次のいずれかに該当するときは、せたな町地域連携事業実施計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金額の増額についての変更は認めない。

（1） 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

（2） 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。

（3） 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、せたな町地域連携事業実施計画（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第8号）を、当該交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第8条 交付決定事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、せたな町地域連携事業実績報告書（様式第9号）及びせたな町地域連携事業補助金交付請求書（様式第10号）を提出しなければならない。

2 交付決定事業者は、補助金交付対象事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

第9条 町長は、前条第1項の規定により様式第10号が提出されたときは、その内容を審査し、その請求に係る補助金交付対象事業の成果が補助金の交付を決定した内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定事業者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が補助対象事業の目的又は内容の性格上その補助事業の完了前に交付することが適当と認める場合は、補助金の全部又は一部を概算払により補助対象事業の完了前に交付することができる。

3 交付決定事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、せたな町地域連携事業補助金概算払交付請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その交付の決定の全部又は一部を取消し、当該補助金を支払っているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業が第3条第2項に該当することが判明したとき。
- (4) 交付決定事業者から補助対象事業の中止又は廃止の申請があったとき。
- (5) その他不正な行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合においては、速やかにその旨を当該補助対象事業者にせたな町地域連携事業補助金交付取消通知書(様式第12号)により通知し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われている場合において、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表（第4条関係）

### 1 補助対象経費

項目	主なもの
報償費	外部講師、専門家、出演者等への謝金
旅費	外部講師、専門家、出演者等の交通費及び宿泊費
宿泊費	宿泊費（一泊分のみ3,000円を上限）
需用費	消耗品費、食糧費（一人当たり1,000円を上限）、印刷製本費、光熱水費等
役務費	通信運搬費、傷害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機材等の借上料
その他	その他町長が必要と認める経費

### 2 補助対象外経費

次に掲げるものは、前項の規定にかかわらず、補助対象経費としない。

- (1) 参加費、記念品、祝い金等
- (2) 外部講師、専門家、出演者等への手土産
- (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼及び旅費
- (4) 団体の運営に関する経常的な経費
- (5) 領収書等により、交付決定事業者が支払ったことを明確にすることができない経費
- (6) その他社会通念上、必要でないと認められるもの

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

せたな町地域連携事業計画書

せたな町 区地域協議会長 様

団 体 名

住 所

代表者氏名

㊟

せたな町地域連携事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり提出します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業計画書 別紙1のとおり
- 3 収支予算書 別紙2のとおり
- 4 その他の添付書類

## 事業計画書

事業名				
連携実施団体	団体名			
	代表者			
	住所			
	電話番号			
	E-mail			
	担当者			
実施予定時期	年 月 日 ( )			
実施予定場所				
予定参加者数				
対象者				
参加費・入場料	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 ( 円)			
事業の目的				
事業の内容				

※ 事業の内容は、詳細が分かるように具体的に記入して下さい。(別紙可)

## 別紙2

## 収 支 予 算 書

## 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	予算額内訳		備 考
		うち補助金	うち自己財源	
補 助 金				
参加費・入場料				
協 賛 金				
主 催 者 負 担				
合 計				

## 支出の部

単位：円

項 目	予 算 額	予算額内訳		備 考
		うち補助対象経費	うち自己財源	
報 償 費				
旅 費				
需 用 費	消耗品費			
	印刷製本費			
役 務 費	通信運搬費			
	保険料			
使用料及び賃借料				
合 計				

※ 欄が不足する場合は、適宜追加して下さい。

年 月 日

せたな町地域連携事業優先順位書

せたな町長 様

せたな町 区地域協議会  
会 長

印

せたな町地域連携事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり優先順位を付し提出します。

記

1 優先順位

順位	事業名	予算額	事業内容に対する意見	採択・不採択
①				採・不
②				採・不
③				採・不
④				採・不
⑤				採・不



様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

せたな町 区地域協議会長 様

せたな町長 印

せたな町地域連携事業計画承認通知書

年 月 日付けで提出のありましたせたな町地域連携事業優先順位書について、せたな町地域連携事業補助金交付要綱第6条第4項の規定により、次のとおり承認しましたので通知します。

記

1 承認事業の名称

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

（申請者）

様

せたな町 区地域協議会  
会 長

印

せたな町地域連携事業採択・不採択通知書

年 月 日付けで提出のありましたせたな町地域連携事業計画書  
について、せたな町地域連携事業補助金交付要綱第6条第5項の規定により、次の  
とおり通知します。

記

1 採択・不採択事業の名称

2 採択・不採択事業の理由

年 月 日

せたな町地域連携事業補助金交付申請書

せたな町長 様

団 体 名

住 所

代表者氏名

㊞

年 月 日付けで事業採択の通知がありましたせたな町地域連携事業について、せたな町地域連携事業補助金交付要綱第6条第6項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 事業の名称

（ 年 月 日提出のせたな町地域連携事業計画書のとおり）

2 補助金の交付申請額

円

様式第6号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者）

様

せたな町長

印

せたな町地域連携事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたせたな町地域連携事業補助金  
交付申請書について、せたな町地域連携事業補助金交付要綱第6条第7項の規定によ  
り、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 事業の名称

2 補助の交付決定額 円

3 補助の条件

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

せたな町地域連携事業実施計画（変更・中止・廃止）承認申請書

せたな町長 様

団 体 名

住 所

代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、次のとおり計画を変更したいので、せたな町地域連携事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により承認申請します。

記

1 事業の名称

2 変更の内容

（1） 事業の変更内容

（2） 補助対象経費の変更

3 変更の理由

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

（申請者）

様

せたな町長

印

せたな町地域連携事業実施計画（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました事業の計画変更を承認しましたので、せたな町地域連携事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり補助金の交付決定を変更します。

記

1 事業の名称

2 変更後の補助金額

円

3 計画変更の内容

4 補助の条件

年 月 日

せたな町地域連携事業実績報告書

せたな町長 様

団 体 名

住 所

代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、せたな町地域連携事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 事業の実績及び効果

3 添付書類

(1) 収支決算書 別紙のとおり

(2) その他

別紙

収 支 決 算 書

収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	決 算 額	決算額内訳		備 考
			うち補助対象経費	うち自己財源	
補 助 金					
参加費・入場料					
協 賛 金					
主 催 者 負 担					
合 計					

支出の部

単位：円

項 目	決 算 額	決算額内訳		備 考
		うち補助対象経費	うち自己財源	
報 償 費				
旅 費				
需 用 費	消耗品費			
	印刷製本費			
役 務 費	通信運搬費			
	保険料			
使用料及び賃借料				
合 計				

※ 欄が不足する場合は、適宜追加して下さい。

※ 支出証拠書類として、領収書等の写しを添付して下さい。

※ 支出証拠書類のないものは、補助対象経費とは認めません。



年 月 日

せたな町地域連携事業実績報告書

せたな町長 様

団 体 名

住 所

代表者氏名

⑩

年 月 日付け 第 号で決定のあった事業について、  
次のとおりせたな町地域連携事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のと  
おり請求します。

記

1 事業の名称

2 補助金の交付請求額 円

年 月 日

せたな町地域連携事業補助金概算払交付請求書

せたな町長 様

団 体 名

住 所

代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、せたな町地域連携事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 事業の名称

2 補助金概算請求額 円

3 補助金の交付決定額 円

第 号  
年 月 日

（申請者）

様

せたな町長

印

せたな町地域連携事業補助金交付取消通知書

年 月 日付けで申請のありましたせたな町地域連携事業補助金交付申請について、せたな町地域連携事業補助金交付要綱第10条第1項各号のいずれかに該当したことが判明しましたので、同要綱第10条第2項の規定により通知します。また、既に補助金が交付されている場合は、期限内において速やかに返納して下さい。

記

- 1 補助金交付決定通知番号 第 号
- 2 補助金交付決定通知日 年 月 日
- 3 補助金の額 円
- 4 返納金の額 円
- 5 返納期限 年 月 日
- 6 取消の理由  
せたな町地域連携事業補助金交付要綱第10条第2項第 号に該当したため
- 7 その他